

## 敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 本市では、令和6年(2024年)春の北陸新幹線敦賀開業を受けて、開業効果を最大限に引き出すとともに、その効果を持続化させることができるよう、地域振興の活性化及び持続可能な観光振興にむけた各種取組を進めている。本要綱は、本市へインバウンド客を含めた高付加価値旅行者の受け皿となる飲食機能を備えた宿泊施設(以下「飲食宿泊施設」という。)を誘導し、もって地域の観光振興、雇用機会の拡大を図るため、事業者が飲食宿泊施設を設置する経費に対して必要な補助金を交付することについて、敦賀市補助金等交付規則(昭和57年敦賀市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 単一の企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。
- (2) 事業所 事業者が事業の用に直接供する建物及びその建物の附属施設をいう。
- (3) 建設 市内に事業所を有しない者が市内に事業所を取得すること、市内に事業所を有する者が市内の別の場所に事業所を取得すること、市内に事業所を有しない者が市内に事業所を取得したうえで改修すること、及び市内に事業所を有する者がそれを改修することをいう。
- (4) 新規雇用者 事業所の営業に伴い常時雇用される従業員のうち、次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
  - ア 市内に住所を有し、事業所の営業に伴い、事業者新たに雇用された者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として同法第7条の規定に基づく届出がされ、補助金交付指定日から営業開始日までの間において新たに雇用され6月以上継続して雇用されている者)
  - イ 事業所の営業に伴い、事業者の市外の事業所から転属した従業員(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第13条第1項に規定する雇用保険被保険者転勤届が提出され、補助金交付指定日から営業開始日までの間において転属し、6月以上継続して雇用されている者)で、市内に住所を有することとなった者
- (5) 正規雇用者 新規雇用者のうち、事業者が定める所定労働時間を働く者をいう。
- (6) 投下固定資産額等 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産(以下「投下固定資産」という。)の取得に要する費用、及び建設に要する費用のうち固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の費用(以下「修繕費」という。)の総額をいう。ただし、償却資産については、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号(同条第4号及び5号を除く。)までに掲げる資産(耐用年数1年未満のもの及び取得価格20万円未満のものを除く。)をいう。
- (7) 賃借料 事業者が、建設のため、賃貸借契約により賃借する土地建物の賃借料及び使用料(消費税及び地方消費税を除く。)をいう。ただし、土地建物に附属して設置されているもの以外の機械装置、器具、備品及び車両運搬器具等の設備に係る賃借料、又は土地建物に係る敷金、礼金及びその他これに類する費用は除く。

(投下固定資産額等の対象外経費)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、投下固定資産額等から除くものとする。

- (1) 賃貸借、無償譲渡、交換等の契約による資産の取得に要する費用
- (2) 既存事業所等からの設備の移設に要する費用（新事業所等での建設工事費は除く。）
- (3) 営業中の事業所等の買収又は機械の更新入替に伴う設備取得等実質的に事業用設備が増加していない場合における資産の取得に要する費用
- (4) 国又は国に準ずる団体等から補助金等の交付が行われている、若しくは交付が見込まれる資産の取得に要する費用。ただし、当該費用は、別表第1に規定する「事業内容に関する事項」において定める投下固定資産額等には含めることができるものとする。
- (5) 補助金交付決定日より以前に支出した費用。ただし、当該費用は、別表第1に規定する「事業内容に関する事項」において定める投下固定資産額には含めることができるものとする。
- (6) 人件費、事務手続き経費及び進出検討調査費等の事業所等設置に要する間接的な費用
- (7) 消費税及び地方消費税

(補助金の交付要件)

第4条 市長は、事業所の建設を行う事業者で、別表第1のいずれにも該当するものに対し、補助金を交付することができる。

- 2 補助金は、市長が補助金の交付の指定をした事業者（以下「指定事業者」という。）に限り交付する。
- 3 前項に掲げる補助金の交付に関する要件は、別表第2のとおりとする。

(指定の申請)

第5条 補助金の交付の指定を受けようとする事業者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(指定申請の審査及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する指定申請の審査のため、別に定める敦賀市地域振興プロジェクト補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、その報告を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、補助事業としての指定の適否を決定し、事業者に通知するものとする。

(売却・譲渡の要件)

第7条 営業開始後10年の間に、投下固定資産等を売却・譲渡しようとする場合、あらかじめ市長に申請し、承認を得なければならない。

- 2 投下固定資産等を売却・譲渡しようとする場合、売却・譲渡を受けようとする事業者は、別表第1に定める要件のいずれにも該当していなければならないものとする。

(地位の承継)

第8条 法人の合併、分割又は事業の譲渡等により補助事業を行う者が変更される場合において、指定事業者の地位を承継しようとするもの（以下「承継事業者」）が当該補助事業を継続して実施しようとする場合に限り、承継事業者は指定事業者の地位を承継することができる。

- 2 承継事業者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止し、又は正当な理由がなく休止したとき。
- (2) 指定の内容又はこれに付した条件を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により指定を受けたとき。
- (4) その他市長が特にその必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを受けた事業者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

3 前項の規定による補助金の返還において、その金額は別表第3のとおりとする。

(交付の申請)

第10条 指定事業者は、補助事業に着手しようとするとき、別に定めるところにより、補助金の交付を市長に申請しなければならない。

2 補助事業が複数年度にわたる場合で、かつ市長が特に必要と認める場合、指定事業者は、補助金の交付申請を年度ごとに分割して実施できるものとする。このときの年度ごとの交付申請額は、交付申請額の総額に当該年度における投下固定資産額等を投下固定資産額等の総額で除した値を乗じた金額を上限とする。

3 市長は、前2項の申請があったときは、これを審査し、適当と認める指定事業者について補助金の交付の申請を受け付けるものとする。

4 交付申請においては、原則として、指定申請をした際の実施計画に記載の事業や想定金額の範囲内で申請しなければならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認める指定事業者について補助金の交付を決定するものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、交付の申請を行った補助事業の内容又は投下固定資産額等の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、補助金等交付変更承認申請書を市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、交付の申請を行った補助事業の実施期間が終了した日から1か月以内又は、翌年度4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条により提出された実績報告書の内容を審査し、その内容が交付の申請の内容に適合すると認めるときは、交付の申請に基づき、補助金の請求を受け付けることを補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条により通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- 3 第11条の規定による交付決定後において、市長が特に必要と認めるときは、当該決定額の一部について部分払をすることができる。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(報告又は調査)

第16条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員をして実地に調査させることができる。

(営業状況の報告)

第17条 補助事業者は、営業開始日の属する年度以降5年間、各年度終了後20日以内に営業状況を市長に報告しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月23日から施行する。
- 2 この要綱に基づく補助金は、この要綱の施行日から令和12年3月31日までの間に第11条の規定による補助金の交付決定を受けた事業者について適用する。

別表第1（第4条関係）事業者の要件

項目	要件
事業者の構成に関する事項	<p>(1) 単一の企業又は複数の企業で構成されるグループとする。</p> <p>(2) 複数の企業で構成されるグループの場合、グループを代表し、申請手続きを行う者を「代表企業」とする。また、代表企業以外の企業を「構成員」とする。なお、代表企業の変更は認めないが、やむをえない事情があるとして本市が認めた場合、構成員についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 事業所の建設を行う事業者として特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立を予定する場合は、SPCにおける議決権保有割合が出資者中最大となる予定の者を代表企業とする。</p> <p>(4) 指定申請書の提出時には、代表企業・構成員の社名等を明らかにすること。</p>
参画主体に関する事項	<p>(1) 地方税、法人税（所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号及び敦賀市暴力団排除条例（平成23年敦賀市条例第14号。以下「本条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員ではない企業若しくはその役員に暴力団員に該当する者のない企業又は本条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(4) 他に申請をしている事業者、又は、他に申請をしているグループの代表企業若しくは構成員でないこと。</p> <p>(5) 本事業に関するアドバイザー業務受託者である、株式会社日本総合研究所と資本関係又は人事関係がある者ではないこと。なお、資本関係とは、親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。）と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。また、人事関係とは、一方の企業の役員（会社法第329条第1項に規定する役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）が他方の企業の役員を兼ねている場合をいう。</p>
事業内容に関する事項	<p>(1) 事業内容が、本市の地域振興及び観光振興に寄与し、かつ市長が必要と認めるものであること。</p> <p>(2) 建設する事業所が宿泊機能及び飲食機能の双方を持つ複合施設であること。</p> <p>(3) 建設する事業所が、立地の際に適用を受ける法令等に適合していること。</p>

	<p>(4) 営業開始後10年間以上、当該地において事業を継続して行うこと。</p> <p>(5) 公害を防止するための適切な措置が講じられること。</p> <p>(6) 投下固定資産額等の総額が5億円以上であること。</p>
<p>(SPC を設立する場合) SPC の設立に関する 事項</p>	<p>(1) SPC は会社法等に基づく法人であること。</p> <p>(2) 補助金の交付の申請までに SPC を設立すること。</p> <p>(3) 指定申請書類の提出時には、SPC を設立する予定であることを明記すること。</p> <p>(4) SPC の出資持分は、事前に市の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。</p> <p>(5) SPC の新株発行、増資等については、事前に市の承諾を得ることとする。</p> <p>(6) 指定申請後に SPC を設立する場合、SPC が設立した時点で、指定事業者の地位は SPC に承継されるものとする。</p>

別表第2（第4条関係） 補助要件

対象地域	補助対象項目	補助率	補助要件	限度額 (注2、3)
市内全域	土地の取得費 建物の取得費 造成費 建物建設費 機械設備等取得費 緑化費 修繕費 その他市長が必要と認めるもの	投下固定資産額等の 25%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊機能及び飲食機能の双方を持つ複合施設であること。</li> <li>・ 40㎡/室以上の客室を有すること。なお、当該客室の割合が全客室数の過半数以上を占めること。</li> </ul>	5億円

注1) 補助金額の端数処理：算出した額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

注2) 限度額の嵩上げ：事業者から限度額を上回って補助するに足る経済効果が示され、本市において事業による地域内への経済波及効果が著しく大きいことが見込めることが確認できた場合、10億円を上限に限度額の嵩上げを行うものとする。このときの限度額については、事業内容を踏まえ、市長が決定するものとする。

注3) 間接補助について：本市からの補助金に加算して、国及び福井県から本市を經由した間接補助を交付できるものとする。この間接補助の額については国及び福井県が決定した額とし、本市補助金の限度額に加算するものとする。なお、この間接補助の対象経費、交付要件及び返還要件等は、国及び福井県の補助金の交付要綱に基づくものとする。また、間接補助金の交付を受ける補助事業は、補助事業の終了した日から1か月以内又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。

別表第3 (第9条関係) 補助金の返還額

補助対象項目	返還額
5年未満	補助金交付額×100%
5年以上6年未満	補助金交付額×90%
6年以上7年未満	補助金交付額×80%
7年以上8年未満	補助金交付額×60%
8年以上9年未満	補助金交付額×40%
9年以上10年未満	補助金交付額×20%

注1) 経過期間：経過期間の起算日は営業開始日とする。

注2) 返還免除：天災その他事業者の責めに帰することができない事情により事業を休止する場合は、返還を免除することができる。